

令和8年3月31日

社会福祉法人横浜共生会

社会福祉法人横浜共生会  
次世代育成法・女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、働きやすい職場環境を整えることによって、すべての職員がその能力を発揮できるようにするために、以下のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 取り組み

〔1〕育児休業等の取得の状況に関する目標

目標1：男性の育児休業取得率77%を目標とする。

対策

令和8年4月 職場全体で制度理解を深めることにより、取得しやすい環境を整える。

〔2〕女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標2：管理職に占める女性労働者の割合を3割5分以上を目指す

対策

令和8年4月 管理職を目指す女性職員が増えるように、業務内容や働き方の見直しと周知や研修実施。

〔3〕職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標3：労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間11時間以下を目指す。

対策

令和8年4月～ 年3回開催の中央衛生委員会等で、各事業所から集約した資料を基に業務見直し等を行い、目標を達成する。